



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第67号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

定例県議会を招集する月

（財 政 課） 2

告

示

島根県告示第231号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項に規定する定例会は、毎年2月、6月、9月及び11月に招集する。
ただし、特別の事情があるときは、その前月又は翌月に招集することができる。

定例県議会招集の月（昭和27年島根県告示第733号）は、廃止する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛